

平成19年4月23日

「がん対策推進基本計画イメージ（たたき台）」に対する意見

がん対策推進協議会会長 垣添忠生様

がん対策推進協議会 委員 富樫美佐子  
海辺 陽子

このような意見を述べる機会を与えて頂きました、垣添会長の暖かいお気持ちに、深くに感謝いたします。

「がん患者は、がんの進行や再発の不安を抱えながら、先のことが考えられない辛さと向き合いつつ、日々の療養を続けている。身体的苦痛や経済的負担に苦しみながらも、新たな治療法の開発に期待を寄せつつ、一日一日を大切に生きている。」

この、参議院本会議（第164回国会参議院本会議録第26号8頁（平18.5.22））における山本幸史議員のこの発言を契機として、今まで、苦しみながらも、それを伝える術もなく、黙って耐え続けていたがん患者への国民の理解が深まり、「がん対策基本法」は、成立する運びとなりました。

がん対策基本法の第二条第三項には、「がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。」とされているにもかかわらず、第1回がん対策推進協議会の資料1-1 「がん対策基本法」の図においては、これらの視点が、ほとんど記載されておられません。

これらのことは、「がん対策推進基本計画イメージ（たたき台）」が、単に、従来のがん医療を継続しようとするものであり、この度「がん対策基本法」に新たに明記された基本理念を、十分反映したものとはいえないのではないかと、私たちは考えております。

政府のがん対策推進計画の策定。そして、都道府県のがん対策推進計画の策定など、今後の予定が非常にひっ迫していることは十分承知しています。しかし、「がん対策基本法の基本理念」は、私たちのがん闘病経験から非常に重要なことと考えております。

そのため、第二回がん対策推進協議会において、日本のがん患者を代表する私たちとしては、「がん対策基本法」の基本理念を十分反映していない基本計画を、時間がないことを理由として、十分に審議することなく策定することは到底できません。

この度、「がん対策推進基本計画イメージ（たたき台）」に対する意見を述べる機会を与えて頂いたことは、非常にありがたいことですが、基本計画の根幹たる基本理念とその目的について、いかに基本計画に反映させて行くかは「がん対策推進協議会」できちんと議論しながら、進めていくべき事であると思えます。また、そのためには、まず基本計画によって達成する目標と、その目標を達成するためにはなにをしなければならないのか、そして基本計画の実施と進捗管理に不可欠な評価基準などを、委員が個々に提出するのではなく、一堂に会して十分討議するべきと考えております。

そこで、私たちは、「がん対策基本法の第二条第三項」の基本理念に基づき、「がん対策基本計画」に明記されるべき計画の目的について、一つの案として下記に提示いたします。

## 記

### がん対策基本計画の目的

- ・ 基本計画は患者が納得できるがん医療を実現するためのものである
- ・ がんの検診から治療が終了するまで、治療が継続して（シームレス）提供される医療の実現
- ・ 普段の生活に近い日々や時間を生み出すがん医療の提供
- ・ 患者の望む医療を行いながらも、持続可能な医療提供体制と医療機関運営基盤の見直し
- ・ 個人が自分に適切なケアを選択するために必要な情報と機会の確保

以上

(参考)

がん対策基本法

第一条

この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療（以下「がん医療」という。）を受けられるようにすること。
- 三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。